

富山地方裁判所委員会（第3回）議事概要

1 開催日時

平成16年11月15日（月）午後2時30分～午後4時40分

2 開催場所

富山地方裁判所4階大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

河合義治，田中一郎，田中常弘，永野庄彦，藤井眞智子，前島勝三（委員長），松原典子，水谷敏彦，吉浦邦彦

4 進行次第

■ 委員長あいさつ

■ 新任の田中常弘委員の紹介

■ 議事

ア 裁判員制度についての説明 手崎政人刑事部総括裁判官

イ 意見交換

別紙のとおり

■ 次回テーマ

引き続き「裁判員制度について」

■ 次回開催日時

平成17年5月23日（月）午後2時30分～午後4時30分

(別紙)

意見交換 (○委員, ●裁判所)

- 守秘義務の範囲が不明確である。
- 本格実施の前に準備期間はないのか。
- 強いて言えば今が準備期間である。
- 人を裁きたくないというのは、日本人として一般的な感覚である。民主的な制度であるからというだけでの理由で参加せよと言っても、理解を得るのは難しいと思う。
- 「やむを得ない理由」がある場合には辞退できていることになっているが、中小企業では、製造業の納期が短くなっており、特定の間がなければ会社が回っていかない場合がかなりある。このようなことも配慮してもらえるのか。
- この点を実際にどのように運用するかは難しい問題である。制度が定着するまで緩やかに運用することも考えられるのではないか。
- 裁判員として拘束される期間が事前に明確になれば、仕事の段取りをつけやすいので、参加しやすいと思う。
- 公判前整理手続によって適切な審理計画が立てられれば、多くの場合、事件の終期の予測が可能になると考えている。
- 量刑の基準がなければ、悩むのではないかと思う。
- 国民は、第三者的に見ていると思われる。4年半後のスタートまでに国民の理解を得るためには、特に若い層に対する広報活動が重要になる。
- 具体的には、広報ビデオの作成、テレビのスポット広告、新聞・雑誌等による広告、裁判官による出張講演会などが考えられるが、どういうふうにするかについては決まっておらず、法曹三者で知恵を出し合って考えていくことになる。
- 傍聴人は裁判員が公判でどういう質問をしたかを知ることができるので、脅迫のおそれがないか心配である。
- 判決に裁判員が署名しないのも裁判員の保護の一環と思われるが、名前も分からない者に裁かれるのは、被告人としては納得がいかない部分があると思う。
- 判決に名前が出ないとしても、顔を分からない人が裁判するわけではない。逆に、被告人が名前を知ってどうするのかという疑問も出てくる。
- 判決に名前が出ないことは保護につながるかもしれないが、裁判員を務めてい

る法廷に，知った人が来ること自体が恐ろしい。

- 建前論かもしれないが，裁判員に選ばれることは国民の権利であって，義務やボランティアと考えるのは変な発想であると思う。裁判を自分たちのものにしていくという視点からの教育が必要である。
- 制度が定着すれば権利的な側面を出しても違和感はないかもしれない。
- 公判前整理手続は重要であるが，裁判がセレモニー化するおそれもある。